

山梨県公報

第二千六百三十三号

平成二十二年

八月五日

木曜日

目次

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可	四六九
道路の供用開始	四六九
公告	
大規模小売店舗の新設に関する届出	四六九
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	四七〇
公安委員会	
一般競争入札について	四七一

告示

山梨県告示第二千六百六十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年八月五日

山梨県知事 横内正明

- 漁業権者の名称及び住所
河口湖漁業協同組合 南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地
- 漁業権の免許番号
内共第十四号
- 認可に係る変更内容
遊漁についての制限内容に次の変更を行うこととした。
わかさぎの遊漁期間を一月一日から三月三十一日までから一月一日から四月十五日までに延長することとした。
- 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十二年七月一日

山梨県告示第二千六百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年八月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	甲府市西下条町笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市小曲町笛吹川右岸河川敷地先まで	五三四・四	平成二十二年八月五日

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十二月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年八月五日

山梨県知事 横内正明

- 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志
2 住所 東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号
- 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 (仮称)フォレストモール富士河口湖
(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年三月十五日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一万五千五百五十八平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 八百三十六台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 八十一台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 三百五十一平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 九十一立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | | | |
|---------------|-------|------|
| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| マックスバリュ東海株式会社 | 二十四時間 | |
| 株式会社くろがねや | 午前八時 | 午後八時 |
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 二十四時間
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 四箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
平成二十二年七月十四日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十二月五日まで縦覧に供する。
平成二十二年八月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹
- 2 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 南アルプスビッグステージ
所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌三	静岡県静岡市伝馬町八番地六
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正	山口県山口市大字佐山七十七番地一
株式会社コナカ 代表取締役 湖中謙介	神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七 二
有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	山梨県甲斐市竜地三千三百六十九 一

- 3 変更の年月日
平成二十二年五月二十五日
三届出年月日
平成二十二年七月二十日

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年八月五日
山梨県警察本部長 西 郷 正 実

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
放置駐車違反管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第五百号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号の規定による暴力団若しくは同条第六号の規定による暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるものでないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央二丁目十番一 山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策担当 電話〇五五 二三五 二二二

2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十二年八月十八日（水）までの山梨県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十二年九月十四日（火）午後二時 山梨県警察本部交通部交通企画課会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十二年九月十三日（月）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十二年八月六日（金）から同月二十五日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Development of a parking violation management system, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM September 14, 2010

3 Bureau in charge

Illegal Parking Control Section, Traffic Enforcement Division, Traffic

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121